平成２７年（フ）第１０２号
兵庫県加古川市加古川町大野105－１、登記簿上の本店所在地兵庫県加古川市平岡町西谷字南割185番地の１
破産者　株式会社鳥徳
１　決定年月日　平成27年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１０３号
兵庫県加古川市加古川町大野105－１、登記簿上の本店所在地兵庫県加古川市平岡町西谷字南割185番地の１
破産者　タケト株式会社
１　決定年月日　平成27年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３４９号
北海道函館市西桔梗町820番地６
破産者　有限会社鈴木自動車ボディー
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第９５号
福島県郡山市香久池２丁目４番６号
破産者　株式会社ウーノ
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第６０３号
静岡県榛原郡吉田町住吉5431番地の127
破産者　有限会社ハイナン代行
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９３号
静岡県藤枝市志太２丁目３番23号
破産者　エリー株式会社
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３６３号
愛知県岡崎市百々西町６番地６
破産者　有限会社ジュエリーシャーロン
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
愛知県豊田市山之手10丁目10番地１　板倉コーポ106号
破産者　亡新藤和男相続財産
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
愛知県豊田市広路町２丁目20番地
破産者　有限会社ビット・ワークス
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産法218条１項１号に基づく破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告が効力を生じた日から起算して２週間以内に、破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２６年（フ）第４９６号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目22番５－206号
破産者　杉田　依里
平成27年６月24日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結

平成２６年（フ）第１４３号
最後の住所茨城県土浦市湖北２丁目９番１－312号　エスパイエルマンション
破産者　亡飯田俊之相続財産
１　決定年月日　平成27年６月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第６号
東京都千代田区神田小川町２丁目１番地13、申立時の所在地群馬県高崎市棟高町594番地１
破産者　株式会社豆舞
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第６２号
群馬県高崎市箕郷町上芝852番地の１
破産者　株式会社新興運輸
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２２７号
山形県寒河江市大字平塩244番地の１
破産者　株式会社ヒラシオ
１　決定年月日　平成27年６月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７４号
山形県東根市温泉町３丁目１番１号
破産者　小川建設株式会社
１　決定年月日　平成27年６月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１４９号
名古屋市南区立脇町４丁目３番地
破産者　株式会社ゲットワンプロジェクト
１　決定年月日　平成27年６月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８１２号
大阪市西区川口１丁目４番15号
破産者　西川商事株式会社
１　決定年月日　平成27年６月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４３号
神戸市北区柏尾台14番地の６
破産者　有限会社エス・エム・ディ
１　決定年月日　平成27年６月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０４号
愛知県江南市草井町宮東269番地
破産者　有限会社林本不動産
１　決定年月日　平成27年６月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２０５号
愛知県江南市草井町宮東269番地
破産者　有限会社愛知保険事務所
１　決定年月日　平成27年６月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部